

平成18年度第9回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成18年（2006年）12月15日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員 長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育 長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	河野 修
	教育総務課長	荒木 純生
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	梅村 文雄
	学務課長	松村 信一
	指導課長	梅原 哲
	指導課副参事	坂本 修一
	統括指導主事	澤井 陽介
	指導主事	中嶋 建一郎
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課副参事（管理主幹）	細野 信男
	図書館長	手嶋 孝典
	図書館市民文学館担当課長	守谷 信二

(町田市民文学館長)

公 民 館 長	落 合 忠 繁
公 民 館 主 幹	石 井 健 一
ひなた村所長	小 川 和 明
ひなた村主幹	谷 澤 繁
大地沢青少年センター所長	深 澤 泉
国際版画美術館副館長	園 部 芳 徳
国際版画美術館主幹	河 野 實
書 記	砂 川 聡
書 記	堀 場 典 子
速 記 士	波多野夏香 (澤速記事務所)

6、提出議案及び結果

議案第38号	町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第39号	町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
請願第2号	「教育委員会後援事務取扱要綱」を市民の分かりやすいものにするように求める請願	不 採 択

7、傍聴者数 4名 (請願人1名を含む)

8、議事の概要

午前10時開会

○委員長 第9回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、11月10日定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

今月につきましては、11月10日、17日、それから12月1日とそれぞれ研究発表会がございました。金井小学校、南第一小学校、高ヶ坂小学校です。

それでは、表に従って申し上げます。

まず11月12日ですが、市民文学館開館記念講演会がございまして、出席をいたしました。なお、開館記念の方につきましては、後ほど報告事項で詳しく報告がありますので、その辺については省略させていただきます。

14日、町田市中学校連合音楽会が市民ホールでございまして、出席をいたしました。

15日が中学校PTA連合会と教育委員との懇談ということで、学校、家庭、地域の連携を通してというふうなテーマで懇談を行ったところです。

16日、東京都市教育長会幹事会・定例会ですが、これにつきましては、1月の東京都教育委員会との連絡会がございまして、そこでの質問事項だとか議案について審議をいたしました。

19日、町田市テコンドー選手権大会、ひなた村まつり、それぞれ出席をいたしました。

20日に国民保護協議会というのがございまして、これは国民保護法に基づきまして町田市で国民保護計画を策定するというふうなことで、案につきまして協議をしたところでございます。

同じ日、子ども体験塾運営本部会議というのがございまして、これについては、来年度、共同事業としてやる事業について、案について審議をいたしました。本年度は町田、多摩、稲城のブロックで、市民ホールでスーパーサイエンスショー、多摩で音楽、立川では全体というふうなことでスポーツ対談がございまして、来年度も行うということで、ブロック別の事業についての審議でございました。

21日、町田市公立小学校PTA連絡協議会研修講演会が市民フォーラムでありまして、これは四川料理の方なのですが、陳建一さんの講演がございました。出席をさせていただきました。

24日、博物館と版画美術館の館長と市長との懇談というふうなことで、これは毎年、来年度の事業に向けて懇談をしておりますが、本年度も行いました。

同じ日に、町田経済同友会例会とございまして、これは市内の企業の経営者の方でつくられております経済同友会の例会で、勉強会というふうなことで、学校教育について話をしてほしいということで出席をいたしました。約3時間ほど、いろんなご意見だとか要望だとかが出ました。経済同友会としては、町田市をよりよくというふうなことで、いろん

な分野について、今、例月勉強会をされているということです。

28日、中学校PTA連絡協議会音楽交歓会、主にPTAのお母さん方が多かったわけですが、ひなた村で行われまして、お聴きをしました。

29日、公立小学校の合同音楽会、これは29日、30日、12月1日と3日間、市民ホールでございました。

30日、オーストラリアビクトリア州表敬訪問とありますが、これはご存じのとおり、鶴川二小ですとか南つくし野小等でオーストラリアのビクトリア州の学校等々とテレビ会議だとか、そういうものを行っておりますが、日本にありますビクトリア州の代表の方がお見えになって、今後の交流についてお話をしたところでございます。表敬訪問ということですから、短時間でございました。

同じ日に、町田保健所協議会、これは例年行っているものですが、保健所の事業について、医師会ですとか歯科医師会ですとか、関係者が集まった協議会でございました。

12月2日、2006まちだ体操祭、これは町田市のリズム運動サークルが主催をするもので、本年度も26グループの参加がございまして、特に日体大の体操クラブが大勢出席をいたしました。

3日、子どもマラソン大会がございまして、教育委員さんにも全員ご出席をいただきましたが、あと参加者数とかについては、また後ほど、生涯学習部長の方からご報告をさせていただきます。

あと、市議会本会議、12月定例会が始まっております、これについては、12月22日が最終日ということですが、一般質問あるいは質疑につきましては既にお送りさせていただいておりますので、内容については省略をさせていただきます。

昨日、14日ですが、市長と中学校PTA連合会との懇談ということがございまして、町田っ子の未来というふうなテーマで市長の方からお話をいただき、PTAの方からもいろいろご意見だとかがあって、懇談を行ったところでございます。

○委員長 両部長から何か補足がありましたらお願いします。

○学校教育部長 一般質問、質疑については、今ご報告のとおりでありますけれども、12月13日に文教生活常任委員会がございました。私の方から、学校教育部にかかわる部分についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

学校教育部については、一般会計補正予算のみ、第114号議案ということでございました。質疑でありますけれども、教育センターにかかわる土地、建物使用料が歳入で計上し

てございましたので、その点についての質疑がございました。算出根拠はということでありましたが、行政財産使用料条例に基づいて算出をしているというお答えをしております。

そのほか、放課後の居場所づくりについて、新しくつくる小学校について、居場所づくりを設計に見込むつもりはないのかという質疑がございましたが、市としての方針が決まっていないので、現段階では考えていない、これも市として対応していくときには積極的に関与していきたい、こういうふうなお答えをしてくれているところであります。

その他、細かくいろいろありましたけれども、おおむねそのような質疑がございました。

○生涯学習部長 私の方から、12月3日に行われました子どもマラソン大会の参加状況についてご報告いたします。

合計で2949名の参加をさせていただいております。当日、参加を申し出られた方も14名ございました。昨年よりも400名ほどの参加がふえております。そういった中で、運営上の問題で、交通渋滞が起きてしまったと。1つには、陸上競技場から袋橋まで渋滞してしまった。また、陸上競技場から並木の交差点まで渋滞してしまったということで、警察の方から、このままの状態では来年は開催できないので再検討してほしいという申し入れがございました。そんな中で、来年に向けて再検討をしていきたいというふうに考えております。

記録の方では、特に6年生女子が1位から4位まで大会新記録を出したということで、非常に優秀な6年生女子が多かったということがございます。

けがの状況ですが、11名ほど、けがをしております。すり傷ですとか肩の打撲がほとんどでございまして、お1人、手首を骨折されたという方もございました。この辺については保険を掛けておりますので、その手続を現在行っている最中でございます。

次に、私どもの方、文教生活常任委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

学校教育部と同様、補正予算だけでございます。補正予算も、私の方はほとんどが年間計画の確定に伴う減額のものでございました。そういった中で、質疑としては、開放教室の委託料の減額が大きい、その理由は何だということでもございました。それについては、跡地教室開放は予定どおり利用はありますが、特別教室開放の方がなかなか利用されていないというような報告をさせていただいております。

あと、非常勤職員の報酬減の話ですとか、臨時職員の減額についての話がありました。それぞれお答えして、特にこの質疑はございませんでした。

あと、版画美術館の債務負担行為で、来年度の展示事業の債務負担を計上しました。その内容について質疑がありましたが、それについてはご説明して、特にご意見もなく、委員会では全員賛成で予算は可決されております。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の活動状況について、参加されたことなどについての感想、お考え、報告、その他ありましたら、よろしくお願いたします。

○井関委員 2つありますが、まず地域子ども教室の件ですけれども、11月29日、水曜日の午後ですが、南成瀬小の地域子ども教室というのを見学してきまして、これは以前から、元青少年委員の世話役の方から、見学に来るようにとか、あるいは毎月活動報告のニュースをもらって見学に行ってきたのですけれども、当日の体験広場というのは、お茶とお花で、むしろ見学というよりも参加してきたという方が当たっているのかもしれない。児童は、原則として、授業終了後、ランドセルを家に置いてから参加することになっているのですが、当日、児童が30名弱、世話役の方が10名弱、中に男性の人が1人、お茶の席をつくるために参加していました。お茶とお花はそれぞれ指導者がいらっやって、細かい説明をしていました。

児童の数から見ますと、世話役のたくさんいるぜいたくな遊びの時間だなというふうに思いました。たからじまという名前ですが、たからじまは、なんなる子どもひろばの会というのが前にありまして、それが基礎となって、3年前から文部科学省の推進事業の地域子ども教室に採択されたものです。ほかに南三小が中心になっているレコパン——レコパンというのは仲間たちというフランス語だそうですけれども、この地域の子ども教室の話も、10月3日の南三小の道徳授業公開のときに代表者の方がいらっやっていて、その方から聞くことができました。

レコパンというのは、青少年健全育成地区委員会が主催してまして、たからじまの方は、健全育成地区委員会が協力団体で、主催と協力とちょっと違ってはいますが、協力と言っても、実際は活動主体は健全育成地区委員会という感じがします。したがって、この事業そのものも事務局が健全育成地区委員会を担当している子ども生活部とこちらの教育委員会の社会教育課が連携しているものでした。

見学して感じましたことを二、三申し上げます。「たからじま通信」には、「子どもと大人、みんなの居場所」というふうに書いてあります。これは実際、ボランティアの方々というのは準備の打ち合わせもあるでしょうし、こういう機会もあって、PTA役員以外

ですと、なかなか学校に来る機会がないのですけれども、この機会にいろいろおしゃべりができているのではないかなと思います。

協力も、保護者ばかりでなくて、すごく広く求めているのに驚きます。協力団体として、先ほど述べました地区委員会、そして小学校はもちろん、保護者の会、その他、成瀬高校、南成瀬中の生徒もボランティアとして参加している。中学生などは子ども教室の卒業生もいるようで、ここから育っていくと言えるのではないかなと思います。また、イベントによっては、町内会とかおはやし連とか、桐蔭横浜大学の研究室とか、そういうところにも協力をお願いできるような体制となっていて、よく言う隣近所で子どもを育てるといようなことを実際にやっているわけです。

一方、文科省の推進事業というのは3年間は材料費や指導費も少し出ているのですけれども、今年度で事業が終わるといので、来年はどうするかという心配が出ている。市長は子育てを重視されているというふうに聞いていますので、何らかの継続措置というのがあるかと予想していますけれども、よい子が育つと後追いのむだなお金がかかりませんから、全体として見ればパフォーマンスがいいのではないかなというふうなことを考えています。

もう1つは、各学校に設置された防犯カメラについてですけれども、10月くらいからでしょうか、学校に行くとこれが大変目につきました。正門、裏門等、4カ所の映像を4分割で1度に校長室、職員室のモニターテレビで見ることができます。人の動きを検出すると、その画面だけ大きくなって、拡大されて詳細がわかる。画面も明るく、大変よく見えました。あとは、見かけない人が入ってきたときに職員室などから、「どちら様ですか」とか、「おい、こら」とか、そういうことが言えるようなシステムになっていると、不審者対策にはなるなと思います。

それから、既についているのかもしれないけれども、各門の近くに「モニター中」といような警告板でも立っているところがあれば、防犯上はなお効き目があるのではないかなと思います。いずれにせよ好評でしたので、ご報告をいたしました。

○名取委員 今月は、小学校、中学校でそれぞれ演劇や音楽のステージ発表がありましたけれども、特に中学校の連合演劇発表会では、ちょうど3年間、私は続けて見ることができましたので、子どもたちの様子や上達ぶりを身近に感じることで、とても楽しませていただきました。

それから、音楽会ですけれども、年々レベルがとても上がってきたように感じます。子

どもたちも大変努力をしておりますけれども、それと同様に、先生方の指導力や努力も大変なものがあるのではないかなと思いますので、先生方にも拍手を送りたいと思います。

○岡田委員 研究発表会は算数が多かったのですけれども、算数というと、やはり習熟度別の少人数制のクラス分けというのが大分定着しているなということで、一番最初に導入されたときは、習熟度別という言葉に対して抵抗感があったり、子どもたちの方でも嫌がったりということだったのですが、最近では、習熟度でないにしても、取り組み方別とか、そうした形で効果を上げているように思います。

その関連というか、今ちょうどことばらんどがオープンしまして、後でどういった活動をされているかということは報告があると思うのですが、ことばらんどの活動というよりは、むしろことばらんどを活用した活動なのかなと思うのですけれども、小さい子どもたちに対して、リトミックであったり、言葉遊びであったりというようなことがいろいろ企画されていて、小さいときから日本語、あるいは言葉を大事にするというような環境が整ってきているのは本当にいいことだと思います。数学の先生とお話ししていたときに、しみじみと、いや、数学もやっぱり言葉がわかっていないとだめなんだよねという話を聞きましたので、そうした意味でも、基礎学力の点でもいい取り組みだなというふうに思います。

それから、今月は中学校のPTA联合会の方とお話し合いが2度、懇談会と昨日、これは市長とお話しされているのを横で聞いているという形だったのですけれども、そこで、やはり大きく取り上げられたのが子どもたちの居場所、特に小学生の場合は、これから放課後、学校を開放してくださるとかというようなことで、遊び場所ということになるのかもしれませんが、中学生の場合は、公園で数名中学生が集まっているだけで通報されたりというようなことがあるというお話だったのです。

ただ、中学生の場合には、難しいなと思うのは、こちらが場所を用意しても、そこには乗ってこないということが非常に多いということで、やはり小学生と中学生と大きく違うのは、中学生の場合は育つのを周囲が助けてあげる、小学生の場合は育てるということが可能かだと思いますけれども、中学生の場合は、自分たちのやりたいことをこちらが支援してあげるというような形でしかできないというか、その方が逆に効率がいいなというふうに個人的に考えておりますので、そうした意味では、むしろ町田の町全体が安全であるとか、そういうようなことで中学生が安全に自分たちの活動場所を見つけていけるような環境づくりに心がけていくのが一番いいのかなというように感じながら聞いて

おりました。

○委員長 ありがとうございます。

私の方から1つ質問なのですが、前回の定例教育委員会の協議事項でいじめの問題を取り上げて、意見交換をしたり報告を受けたりしたわけです。それから間もなく、町田局消印の自殺予告手紙が文科省に行ったというようなことも報道されたわけですが、それらを含めて、前回の定例教育委員会以降、この1カ月の間の市内各小中学校の動向、それから市教委のとっている対応等がありましたら、ご報告願いたいのですが、いかがでしょうか。

○統括指導主事 町田局消印の手紙が届いたことを受けたといいますか、ちょうど同時期に、臨時校長研修会、主幹研修会で、学校の対応チェックリストと家庭向けのいじめの発見のチェックリストの配付を学校を通じていたしました。その後、消印そのものについては、学校の方で持っている情報はないかということで全校にファクスを入れて、情報があつたらばということで待ちましたが、最終的に情報は上がってこなかったということでございます。あのときに、たしか文部科学省に最初に行った自殺予告文が11日の自殺ということで、これは町田局の消印とは別のものですが、11日は各学校の判断で管理職が学校に待機した学校がございます。それは、学校の方で把握しているいじめの案件がある学校については、各学校の判断で11日の土曜日に学校で待機したと。教育委員会事務局も指導主事等が待機をしたということでございます。

その後、町田局消印についてまた戻りますが、1週間の間に自殺をするというような文書でございましたから、その1週間の期間、限定的にですが、教育委員会事務局職員のパトロール、それから各学校が地域ボランティアと協力したパトロール、特に人通りの多いところでという表現がありましたから、駅前繁華街などを対象地域としたパトロールを実施したということでございます。

その後、11月中旬に、各学校に改めて、いじめの対応状況についての調査を依頼いたしました。これは、いじめの実態を改めて洗い出すということですが、その目的としては、改めて各学校のいじめに対する意識を高めてもらう、特に担任教諭のいじめに対する意識を高めてもらう。対応の仕方について、効果的な対応の洗い出しをする、未解決の継続案件があれば、改めて学校がそれぞれ子どもに対して聞き取り調査を行ったり、教育委員会が各学校に状況の聞き取り調査を行ったりする詳細な実態把握に努めましょうと。このあたりが主たる目的ですが、いじめの実態調査をして、回答は大体集まったところで、結果

については、まだ日程を確定はしていませんが、今月中には結果をまとめて、それを公表する形で考えております。20日前後ぐらいになるかなというところで今検討中です。

各学校では、本当にそれぞれの取り組みということになりますが、以前ご紹介いたしました小山田小学校の言葉を見直そうという取り組みがございますし、また、先だって新聞報道で取り扱っていただいたのですが、山崎小学校で規範教育のモデル的な取り組みとして、いじめを直接取り扱う、いじめを直接学習内容とするという、余り今までの道徳教育ではしてこなかった取り組みについてモデル的に行って、それを学校LANにアップしまして、今後、全校でひとつ参考にしてもらうような取り組みということで、いじめの取り組みは、調査をきっかけにして、それぞれの学校で今子どもの聞き取りなどは恐らく進んでいるところだろうと思いますし、調査結果から、効果的な指導法がデータとしてこちらで分析ができましたらば、それを改めて学校に投げかけて、今後の取り組みに生かしていただく、そんなことで今取り組んでおります。

○委員長 いじめについては、かつてないほど、学校関係はもとよりですが、社会的にも、あるいは政治の場においても活発な論議がなされている現状ですので、引き続きいろいろな対応があるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。今議会でも一般質問の中で取り上げられておりますし、非常な関心とその対応が強く求められておりますので、お互いに気持ちを引き締めなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第38号 町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第38号は、町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、市政要望についても電子メール回答ができるように、町田市文書管理規程が一部改正されたことに伴い、同様に改正をするものでございます。

詳しい中身につきましては、教育総務課長の方からご説明をさせていただきます。

○教育総務課長 議案の最後のページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表です。

改正前の第29条、こちらが主な内容になっております。「電子メールによる送受信」であります。電子メールにより送受信する電子文書についてですが、従来は、単なる事実の通知、情報交換に係る通知、資料の提供等、こういったような扱いで、一部例外を除きまして、文書管理規程そのものの対象とはしておりません。

今回の改正ですけれども、改正後の第29条「電子メールによる送受信」、こちらをごらんいただきたいのですが、次に掲げるものは、到達した電子文書とみなして、收受、発送等の手続を行うようという形になっております。その中で、次に掲げるものといたしまして、1つが教育委員会に対する要望、提案、意見等というふうになっております。従来、教育委員会に対する要望、提案、意見等につきましては、先ほどのように、単なる事実の通知、情報交換、その他として扱ってきたわけですけれども、今後はこの文書管理規程に基づいて、法律的な裏づけを持った文書として扱うということにしたということでございます。

○委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について何かありましたらどうぞ。

○岡田委員 文書ということだと、やはり何年か一定の期間、保管をされていると思うのですが、電子メールの場合はどのような形で、どのような期間保管されるのか、お聞きしたいと思います。

○教育総務課長 電子文書につきましても、通常の紙文書と同じような扱いで保存等を行っております。ただ、保存形態が違うというだけで、保存期間、その他は同じ扱いです。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第38号 町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第39号は、町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件ですが、当該地域は、2007年4月1日から大蔵町の一部が能ヶ谷町に町区域が変更になります。従来、町名境界で通学区域を分けていましたが、鶴川駅北土地区画整理事業により、従来の通学区域が個々の宅地を分断することになり、新たに通学区域を設定することになったものです。

なお、通学区域は町境界や道路等明確なもので区分し、通学区域とすることが基本となっておりますので、新たに通学区域を設定したいと思っております。

なお、詳しい中身につきましては、学務課長の方からご説明をさせていただきます。

○学務課長 見開きの図面を見ていただきたいと思えます。

色分けしてありますが、橙色が現在の町界であり、また、学区域の境であります。それがここで鶴川駅北土地区画整理事業の関係で町名、町界を変えたということで、水色になります。水色になるということで、ここにお住まいの方、シーズガーデン鶴川だけが関係してきますけれども、現在小学生4人、中学生1名がいます。来年の新1年は、小学校に3人入る予定であります。それをこの方々に不利益がないように、緑色に、大きな道路によって学区域を分けるということで、今回、規則の一部改正をいたすものであります。

ちなみに、シーズガーデン鶴川は、現在、大蔵町49番です。新しく4月以降は、能ヶ谷町5007番地になります。

○委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——それでは、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第39号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

請願第2号を上程いたします。

請願第2号は、「教育委員会後援事務取扱要綱」を市民の分かりやすいものにするように求める請願であります。

本請願につきましては、請願者から口頭による意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りしたいと思います。請願者の意見陳述の申し出は10分の範囲内ということで認めたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で請願者の意見陳述を認めたいと思います。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○委員長 再開いたします。

では、10分の範囲内で意見陳述をお願いします。

○大島請願人 教育委員会後援事務取扱要綱が変更されて1年になりますが、2005年6月29日、教科書採択の真ただ中に、社団法人町田青年会議所から申請があった夏休み特別企画！日本歴史探検ツアーと称した靖国神社遊就館へのツアーの後援——教育委員会の後援ですね——をされたということで、同年7月13日付の新聞紙上にも大きく取り上げられ、問題になりました。

そして、同じ7月に行われた文教生活常任委員会において、公明、共産両党の議員によりそのことに対して質疑がございましたが、その答弁に立った安藤学校教育部長はこう述べていらっしゃいます。「町田市教育委員会後援事務取扱要綱第2『承認の基準』がございましたが、これに該当しているということであります」と何回も、基準に満ちている、要件に該当しているという判断をおっしゃっておられました。

さらに、こんなふうにおっしゃっています。内容については、「踏み込むこと自体が逆に特定の考え方に対する賛否を明らかにすることになるわけですね。ですから、どのような考え方であろうが、基本的に形式的な要件に合致すれば、受け入れていく、後援をしていくというのが教育委員会としてのこれまでとってきたスタンスである」。また、「特定の考え方をどうこうしようということではないということはぜひともご理解をしていただきたい」。そして、「内容に触れて、これこれだから、この内容はどうだから後援しないということは、先ほど言ったように他事考慮に当たる。形式的な要件だけで判断をするという立場ですから、だから、そのような方法論はとらないということを繰り返し申し上げているわけです」。さらに「特定の立場から見れば、これはいい、これは悪い、あるんだと思いますね。私なんかは、むしろ言っていていいかどうかわかりませんが、こういう形式的な要件だけに着目をして判断するという方がよほど考え方としてはリベラルだというふうに思っているのですけれども、ちょっとそういう意味では、そういう内容に踏み込

むこと自体が本当にいいのかどうか、私は逆に疑問に思います」、このようにおっしゃっております。これが2005年の文教生活常任委員会の中で安藤学校教育部長が議員さんの質問に対してお答えになったものです。

しかし、昨年6月10日に行う予定でありました私どもの行事に対して、教育委員会の後援依頼を行った際、教育委員会では後援できないとご回答をいただいたので、なぜしていただけないかという旨を教育委員会へ伺い、安藤学校教育部長から以下のような回答をいただきました。

会のことが出てきますが、これはあくまでも会としてまとめた意見ではなく、私個人の意見だということをもう1度改めてつけ加えておきます。

まず、2006年1月付で変更された町田市教育委員会後援事務取扱要綱、以下後援要綱は、こんなものは関係ない。私の権限で自由にどうでもできるんだと平然とおっしゃいます。さらに、あろうことか教育委員会の考えと違う都教組、私は嫌いだから、その都教組と一緒にやっている市民団体に対して後援を出すわけがないと。そして、そんな市民団体から後援依頼があっても、教育委員会が恣意的に勝手に判断が出せるよう、しかもそれを対外的に裏づけるために、この後援の規定を変えるものだとはっきりおっしゃいました。

こういった安藤部長の説明は、先ほど読み上げた2005年文教生活常任委員会の答弁とは全く異なり、教育委員会自身が私どもの内容に大きく踏み込み、特定の団体に対して賛否を明らかにさせるという今までとられてきたスタンスから大きく変貌を遂げられたのでしょうか。

それとも、2005年文教生活常任委員会での答弁自体が虚偽と欺瞞に基づいた答弁なのかという、どちらかであります。どちらにしても、これはゆゆしき問題ではないかと、このように考えます。

このようなことは、地方公務員法、信用失墜行為の禁止、不利益取扱の禁止等、私どもの会員の中の教職員、公式に認められてつくられている組合に対して、不利益取り扱いの禁止をも否定するということを公然と行っているものではないでしょうか。このことはまず、教育長、教育委員長、教育委員も含まれた教育委員会全体の確認事項として、組織的なもとに、この安藤学校教育部長の発言が行われているのか、それとも安藤部長が勝手に発言されたことなのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

そして、この発言は、先ほども言いましたが、地方公務員法に違反するのみならず、教育長自身の地方教育行政の組織及び運営に関する法律違反に当たるのではないでしょう

か。そうした責任を明らかにしていただき、その上で、こういった教育委員会の正しくない姿勢を正し、市民の立場に立った後援事項に戻して、どの市民にもわかりやすい後援事項の運用を強く望むものです。

先ほども、市民に対していじめると同じような行為を行っている教育委員さんたちが、いじめを語る資格はないのではないかと思います。

以上で終わります。

○委員長 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時48分再開

○委員長 再開いたします。

安藤学校教育部長から発言を求められておりますので、教育委員長はこれを許可いたします。

○学校教育部長 請願者から発言がありましたので、考え方を含めて若干の経緯をお話したいというふうに思います。

請願者の発言の中で、私の発言について触れた部分がありますけれども、これは、請願者に対して、自由裁量と法規裁量、あるいは羈束裁量との考え方の違いについて私が発言した部分であります。したがって、私自身がそうであるというよりも、その物事の考え方が、こういう法律的な物の考え方はこうなんですよということを説明したにすぎないわけでありまして、その点は誤解ないようお願いしたいというふうに思います。

したがって、このいわゆる後援については、法規裁量というよりも、教育委員会が相当程度に自由に決定できる権限を持っている内容であるというふうに理解をしているわけです。

したがって、今回の改正に当たりまして、むしろそれをよりわかりやすく明快にしていくために改正をしたということでもありますので、経過的にはそういうことですので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長 以上で学校教育部長の発言は終了いたします。

それでは、ただいま上程されております請願第2号につきまして、願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 請願第2号ですが、書面の上で、本請願の要旨は、教育委員会後援事務取

扱要綱とその運用をわかりやすいものにしてもらいたいというものと受けとめております。

町田市教育委員会の後援事務は、町田市の教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るために行政が市民活動を支援するという事業で、この後援事務取扱要綱に基づき実施しております。本要綱につきましては、昨年度第9回——ということは昨年12月定例教育委員会において要綱の一部改正を行い、後援事務の取り扱いをより明確なものにしております。

その改正点につきまして簡単に申し上げますと、1点目が、対象事業として今までは単に各種事業としていたものを、町田市の教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るために行われる各種事業というふうに明確にいたしました。

2点目は承認の基準の事業要件についてですが、後援しない事業として、宗教活動、政治活動、これが今までだったわけです。それに特定の価値観、信条等の普及活動を加えました。いわゆる精神活動への関与をしないことも明確にした点。

3点目は、町田市と教育委員会の後援する事業を分け、対応する行政機関を明確にしたというのが、昨年12月にこの要綱を改正した主な点でございます。

その運用につきましては、行政は特定の価値観に基づいて市民活動を選別することなく、市民の多様な活動を尊重し、公正、中立的な立場から総合的な判断基準にのっとり取り扱う必要があります。そこで、申請団体の規約、規則、事業の実施要綱や過去の活動実績等により総合的に判断し、慎重に取り扱っているところでございます。

したがって、教育委員会の改正後の後援事務取扱要綱の内容と運用に関しましては、現在のところ問題はないというふうに考えております。

きょうの意見陳述は、取扱要綱をわかりやすいものというふうなものというよりは、何か部長の発言をとらえてというふうな意味で、もともと請願の意見陳述については、町田市の場合にはかなり先進的に、請願を出された方については一応権利として意見陳述を認めております。ですから、それを認めたときも、正直言いまして、請願にかこつけてという言い方は失礼になりますが、何かの場にされるというのは、せっかく権利として認めたものですから、ぜひ意見陳述については大事に扱っていただきたいというのが事務局としての考えでございます。

そういうふうなことですので、教育委員会の後援事務取扱については、内容と運用については特に問題はないのかなというふうに思います。特に都教組云々という話もありまし

たが、それは承認の基準の中に、主催者が次のいずれかに該当する者であることということで、官公庁から始まりまして、長年にわたり地道な努力を続けている市内の団体という主催者の項目がここにありますので、そういう意味で、職員団体、都教組以外にもございますが、この基準に該当するかないかで判断をしております。都教組でどうのこうのとか、そういうことで判断をしておりますので、職員団体ですから、正直言いまして、時にはいろいろ要望が出て対立する点もございます。それだからどうのこうのではなくて、要綱に基づいた主催者の基準はこうですよと、該当する者というのがありますので、それで判断しているということをぜひご理解いただきたいというふうに思います。

そういうふうな意味で、今回の請願についてどう取り扱ったらよろしいか、委員さんのご意見を今お聞きできればというふうに思います。

○委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明にかかわって、何かございましたらどうぞ。

取扱要綱が参考として配付されておりますので、目を通しながら、いかがでしょうか。

○井関委員 今、請願の方から意見陳述をお聞きしたのですけれども、教育長から回答がありましたように、請願の要旨そのものとはちょっと違うような感じがしました。取扱要綱は、その中にも書いてありますけれども、町田市の方の取扱要綱よりも全般的に細かく規定されているというような感じがします。むしろ運用の方について問題にされているのではないかなという感じがします。

また、安藤学校教育部長は、僕も話をしている感じなのですが、より物事を簡単に説明してくれるために、普通の人だとオブラートにくるんで何を言っているかわからないような回答をされるのが多いのですが、ずばりずばりと言うので、場合によっては、ちょっと過度に反応するというのですか、そういうようなところがなきにしもあらずというのは感じます。

むしろ今、教育長が言われたように、別に都教組だからだめとかいうことはないし、特に長年にわたり地道な努力を続けている市内の団体という、町田の場合の組合などではそういうようなことでしょうか、目的とか内容とかによっては、後援ですか、一緒のこともあり得ると思いますので、そういう意味で内容はわかりました。

ただし、請願に対する措置としては、要旨と違うから却下というようなこともあり得るというふうに思います。

○教育総務課長 今、井関委員さんのお話の中で、多少誤解があり得るかと思いますが

のでご説明させていただきたいと思うのですが、教育委員会の後援の事務取扱要綱、これは承認基準といたしまして、主催者の要件、事業の要件、その他の要件ということで要件が定められております。

主催者の要件ですが、官公庁から始まりまして、今お話がありました市内の団体というところまでございます。この中で、公益法人及びこれに準ずる団体ということで、基本的に組合の場合につきましては、公益法人というふうには扱っておりません。中間的な法人ということで従来から解釈をしております、単に団体要件だけといった審査であれば、基本的には該当しないというような対応を従来からしております。

○委員長 井関委員、今の教育総務課長の説明、おわかりですか。簡単に言うと、職員団体は対象でないということですね。

○教育総務課長 基本的にはしてございません。

○岡田委員 請願の内容として「市民に分かりやすいものにしてください」ということ、請願要旨の1の方に対しては、やはりこういった声が出た場合には、無視するということはないと思います。わかりやすいものでないのであれば、わかりやすく、この取扱要綱の文面のそのものに関しましては、こうしたものはきちっと法規にのっとった明確な文言の表示ということで定められているわけですので、安易に表現を変えらるというようなことも難しいとは思いますが、もし窓口の説明を求めて来られた方とか、あるいはまた、こうした要綱以外の文書で、もう少しわかりやすいような形での周知などというようなことは、今後私たちの方でも考えていかなければいけないかと思っております。

そういったことで、きょうおっしゃられた請願の1の要旨に関しましては、私たちも意見に耳を傾けて、直せるところは直していきたいというふうに考えます。

ただ、きょうの請願のときの意見陳述の内容につきましては、もしそちらの方を請願のポイントとして考えておられるようであれば、出されている請願書の内容と若干違うということで、やはり受け入れられないということになると思います。

○委員長 発言の趣旨は、わかりやすいものにしてくれということについては耳を傾けなければいけないし、同時にそれに対する努力を続けていかなければいけない、そういうことでよろしいですね。

○岡田委員 はい。

○委員長 今、各委員からそういう意見が出ましたけれども、教育長、改めて説明をお願いします。

○**教育長**　そういうことで、私としては、取扱要綱については昨年12月に改正をいたしまして、特に内容と運用について問題はないのではないかなというふうに考えております。

　　したがって、請願者が言われるように、市民からわかりにくいという声があるかどうか、そういう点については、実際には教育総務課が窓口になっているわけですが、これからも懇切丁寧に説明を行って、ご理解をいただけるように努力をしたいというふうに考えております。

　　したがって、この請願そのものは、取扱要綱を改正しろというふうにとらえますと、それについては、今回については不採択なのかなと思います。

○**委員長**　教育長の説明は、今、岡田委員から指摘されましたように、わかりやすいものにするために運用も含めて努力はしていかなければいけない。直接の窓口は教育総務課であるけれども、そのところでの努力はしていかなければいけないということを踏まえながら、要綱そのものを改定することは考えていない、必要ないのではないかということで、不採択という考え方が出されました。

　　それについて何かご意見はございますか。――以上で質疑を終了いたします。

　　教育長の説明は、請願第2号につきましては不採択であります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**　ご異議なしと認め、請願第2号は不採択と決しました。

　　日程第3、協議事項に入ります。

　　協議事項1、函師町に新設する小学校の名称についてを協議いたします。

○**学務課長**　協議事項に入ります前に、6月から7回にわたって町田市通学区域検討委員会で、函師町に新設する小学校の通学区域の設定及び忠生第一小学校、小山田小学校並びに小山田南小学校の通学区域の変更について、11月22日に報告書が提出されました。この報告書につきましては、後ほど報告事項として報告します。

　　では、本題でありまして、函師町に新設する小学校の名称ですけれども、この検討委員会におきまして4案提案されました。この4案の中から1つを選定していただきたいということで、きょう提出しました。

○**委員長**　以上で説明は終わりました。

　　今、参考資料のところに4つの学校名が提案されております。もう1回私が読み上げま

すので、ごらんいただきたいと思います。

図師町に新設する小学校の名称の候補、図師小学校、図師大橋山小学校、図師ヶ丘小学校、図師もみじ台小学校の4つの名称でございます。協議ですので、どうぞ自由に考えを述べていただいて、決定をしたいと思います。

○井関委員 4つの小学校の名前ですけれども、1枚目は50音順で、中の図の隣にあるのでは、1番、2番、3番、4番と書いてありますけれども、検討委員会から上がってきたこの4つは順位がついたものと考えてよろしいのでしょうか。

○学務課長 そのとおりでございます。

ただ、下の方で数が同じということもありますけれども、たまたまきょうは協議事項ですので50音順に直したということです。

○井関委員 個人的な、地元のことを余りよく知らないで発言したら大変失礼になるのですけれども、通学する方は図師町と下小山田町の一部というふうに考えてよろしいのですか。

○学務課長 はい。

○井関委員 そうすると、下小山田の方が文句を言わなければ、図師という名前が入っていてもいいと思います。図師もみじ台というのは、何か分譲地の名前のような感じがします。それから、図師ヶ丘というのは地名になっているのでしょうか。

○学務課長 図師ヶ丘は地名になっておりません。

○井関委員 あと、図師大橋山というのは、図師大橋というのは、よくバスの停留所かなんかにありますけれども、図師大橋というのが1つ固まっていて、あと、そういう山があるというふうに考えてよろしいのですか。

○学務課長 その学校用地の近辺が大橋山公園、そういう名称があって、昔からの在住の方は、あの辺を大橋という言葉を使っているようなことを聞いております。

○井関委員 図師大橋というのは知っているのですけれども、大橋山という山があるのですか。

○学務課長 大橋山公園というのが、大橋山というのが、こんもりとした山ですけれども、あるようです。

○井関委員 ありがとうございます。それでバックグラウンドはわかりました。

○委員長 質問がなければ、意見を伺わせてください。

○岡田委員 学校の名前は余り長くない方がいいと思うので、1番の図師小学校が町

名のとおりでもありますし、わかりやすくいいのではないかというふうに個人的には考えます。

○委員長 学校名を決定するわけですから、全員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

○井関委員 そういう意味で、いろんなバックグラウンドを見ますと、図師小学校が一番いいのではないかなと思います。

○名取委員 図師小学校というのは、この順番でいくと希望しているのが一番多いということになりますね。でしたら、それを尊重して、図師小学校ということによろしいかと思えます。

○委員長 図師小学校という名前が多いのですけれども。

○教育長 前に統合新設で旧忠生四小と木曾小が合併するときに、学校名は非常に大きな問題になりました。そこで議会からも、やはり学校名を決めるときには、地名だとか、その自然だとか、歴史だとか、そういうものを大事に決めていった方がいいのではないかというふうなご意見をいただきました。そういう中では、ここは町名が図師ですし、図師に学校が新設されますし、岡田委員が言われたように、余り長いのもあれですし、図師小学校がいいなというふうに感じます。

○委員長 以上で質問、意見を終了いたします。

お諮りします。図師町に新設する小学校の名称ですけれども、図師小学校と決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、新設の小学校の校名は図師小学校ということにしたいと思えます。

以上で協議事項を終了いたします。

日程第2の報告事項に入ります。

第7点目がございますね。学務課ですね。それを含めて、順次お願いをしたいと思います。

○指導課長 特別支援教育フォーラム、職場体験第2期について、指導主事、指導課副参事からご報告をいたします。

○指導主事 東京都教育の日である11月4日土曜日に、町田市民フォーラムホールにおいて開催しました教育講演会について報告いたします。

市民、保護者向けに、特別支援教育フォーラム1、「特別支援教育って何ですか」と題してシンポジウムを行いました。多くの方々に参加いただき、会場は満席となりました。2月19日には、2回目の特別支援教育フォーラムを予定しております。

○指導課副参事 続いて、中学生職場体験事業についてご報告いたします。

本年度の職場体験事業、3期に分けて実施しておりますが、その第2期目が、先月11月6日月曜日から10日金曜日まで5日間実施されました。お手元にお配りしております資料は、この実施結果につきまして、各学校からの報告を集計したものでございます。ごらんとおり、268カ所の事業所におきまして、町田第一、町田第二、つくし野、鶴川、薬師、山崎と、中学校6校の2年生912名が体験活動を行いました。この体験活動中に2名の生徒がけがをしたという報告が入っております。しかし、いずれも比較的軽傷で、学校へも欠席することなく元気に通学をしております。

なお、先日、11月25日土曜日ですが、江東区有明にございます国際展示場東京ビッグサイトで開かれました平成18年度のキャリア教育推進フォーラム、わくわくウイーク東京、中学生の職場体験発表会におきまして、2005年度の職場体験事業の実績に対しまして、町田市教育委員会と町田市立堺中学校に文部科学大臣表彰が授与されましたので、あわせてご報告をいたします。

○社会教育課長 二十祭まちだと自由民権資料館の開館20周年記念の「収蔵史料展」の開催結果についてご報告します。

今、お手元に、二十祭まちだの新成人に対する案内状を配付しました。新成人は4641名で、今週月曜日に発送いたしました。

自由民権資料館の「収蔵史料展」につきましては、お手元の資料にありますとおり、前期、後期に分かれまして、前期は531名、後期は876名の入館者がございました。

3回の講演会が開催されまして、講演会の参加者の合計は89名です。

○図書館市民文学館担当課長 町田市民文学館ことばらんの開館後の利用状況についてご報告いたします。

10月27日にオープンをいたしまして、お手元の資料では、11月30日までの利用状況でございます。開館日数が29日間で、入館者の総数が3089名、平均をいたしますと、1日平均106名の入館者ということでございます。この入館者につきましては、一番右の欄にございます会議室の利用者も含んでおります。

会議室の方の利用につきましては、11月7日から会議室の利用開始をしておりますの

で、20日間ということで、1日平均51.8人ということでございます。この数値につきましては、特に会議室につきましては、まだオープンして間がないものですから、利用の状況が行き渡っていないということもございまして、その後、登録が日に日にふえておりますので、これから数字はもっと上がっていくものだというふうに考えております。

それから、先ほど岡田委員の方から少しお話がございましたので、開館後のコンスタントな活動について少しご報告をいたしますが、開館後、オープニングの記念式典以降、ここにごございますような形で記念事業が行われましたが、その後、通常の活動に入っております。特に町田ゆかりの文学に親しむということで、4回の連続講座、それから、小さいお子さんをお持ちの方々を対象に、紙芝居の魅力探検ですとか、乳幼児を対象にする絵本の読み聞かせの講座等がございまして。それから、ことしから来年の3月にかけて年度内は、特に先ほどお話しいただきました「ことばであそぼ！」ということをキーワードに、リトミック、これは打楽器等のリズム、メロディーに合わせて、童歌や手遊び、しりとりなどを行う新しい試みです。それから、年末年始にかけてはかるたで遊ぼうというような事業を実施したいということで、今準備を進めているところであります。

○公民館長 大変遅くなりましたけれども、2005年度に公民館で行いました事業の内容をまとめました「まちだの公民館」を刊行いたしました。統計資料等、開催時に作成いたしましたパンフレットなどで構成してございます。公民館で実施をしております講座の幅広い分野がおわかりいただけるのではないかと思います。

○学務課長 先ほど、協議事項で申し上げました新設校に関する通学区域の報告書について説明します。

一番最後のページなのですが、全体の学区域は、函師町の全部、それから下小山田町は、宮ノ前地区等、あと竜沢地区等、地番であらわすところというふうになります。当初この検討委員会では、通学路の安全性確保、あるいは環境整備、開校時の5、6年生を救えないか、あと特認地区を設けられないかということで7回にわたって議論を重ね、6回目になると、だんだん特認地区の範囲がふえてきてしまいまして、そうしますと、忠生第一小学校の大規模校化の解消にはならないという結論に達しまして、この報告書の3番目に、検討委員会の要望として、開校時の新1年生から新6年生までがもとの学校を選べるか新設校を選べるという選択制にしていきたいということでまとめたものでございます。

○国際版画美術館副館長 1点目は、「町田市公立小中学校作品展」、これにつつま

しては第20回を迎えます。

「中学校美術作品展」を1月12日から1月21日、「小学校図画工作展」を1月26日から2月4日、「小学校書写展」を2月9日から2月18日に開催いたします。

また、関連催事といたしまして、講演会が1月17日午後2時から4時で行われます。

「町田市公立小中学校作品展」については以上です。

「新収蔵作品展」につきましては、主幹の方から報告します。

○国際版画美術館主幹 例年行っております「新収蔵作品展」を2007年1月5日から2月18日の期間、企画展示室2で開催させていただきます。

作品は、ことし、そして去年、寄贈、購入された作品の中からよりすぐって、50点展示いたします。

内容的には、日本、西洋、いろいろとバラエティーに富んだ作品となっております。

そして今回、「新収蔵作品展」ということだけで今までやってきたのですけれども、もう少し親しみをということで、「present for you -わたしからあなたへ／みんなから未来へ」というサブタイトルをつけました。それは、貴重な文化遺産を市民の皆さんに提供するとともに、市民の皆さん自身、または私たちも未来へつなげていくべきではないだろうかというような考えのもとに、そういうサブタイトルをつけて進めさせていただいております。

○委員長 ありがとうございます。

職場体験第2期についての報告の中で、キャリア教育の発展と充実のための努力が認められて、文部科学大臣表彰を受けたということで、関係の皆様方のご努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

この後の予定が、実は時間が押しておりますので、個々に質問等があるかと思っておりますけれども、直接担当課等をお願いをすることで、質問の時間を省略させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。——では、以上で第9回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時20分閉会